

# 市之川公民館だより

平成 31 年 4 月号  
 (No.544)  
 発行：市之川公民館  
 西条市市之川 6678-1  
 Tel&Fax： 56-3300

## 4 月 卯月(うづき)

今年は比較的暖かいのでしょうか。桜の花を咲きはじめ、すっかり春めしてまいりました。皆様におかれましては、お元気でお過ごしのことと存じます。

とは言いましても、朝夕は冷え込みます。皆様には風邪などひかれぬように十分に気をつけて、暖かくしてお元気にお過ごしください。

### 《4 月行事予定》

日	曜	行事・時刻・場所
7	日	ふるさとの集い 11:00~13:00 集会室
13	土	カラオケ会 10:00~ 集会室
27	土	カラオケ会 10:00~ 集会室
29	月	祝 昭和の日

### ※ 愛媛新聞の記事

2月26日、アンチモン滴の記事が新聞に掲載されました。

世界的にみても大変珍しく貴重なもののようです。



海外の名だたる美術館で多く所蔵されている。アンチモン滴は昭和初期に鉾山長だった矢野福松さん(1893~1958年)の孫で市内の田中淑恵さん(65)が寄贈した。高さ33センチ、重さ8.48キログラム。下部にはれんがが付着しており、渡辺博毅館長は「精錬所で偶然できた物を床からはぎ取り、幹部だった矢野さんが持ち帰ったのだらう」と推測する。

渡辺館長は「種安鉾はたぐいさん展示しているがアンチモン滴は初めて。鉾山の歴史を物語る貴重な資料だ」と説明。田中さんは「これは祖父の形見。元の場所に返すことで、鉾山跡と一緒に多くの方に大切にしてみたい」と願った。

公民館の開館日は毎週日、火、木曜日。(岩田太)

### ※ ふるさとの集い

日時 4月7日(日) 11:00~13:00  
 場所 集会室  
 会費 一人1000円  
 申込み 3月28日(木)までに公民館へお願いします。

### ※ 講演会

2月20日(水)、西条倶楽部にまねかれて講演をしました。みなさん、とても熱心に聞いてくださいました。



石割り体験もしました。





# ※ お礼

このたびの異動で、3月末日をもって退職することとなりました。


市之川公民館では、平成25年7月1日から5年9か月間勤務させていただきました。その間、特に地域の皆様方にはたいへんお世話になりました。また、鉱山資料室を目当てに来館して下さる方も多く、様々な職種の方々と知り合いになることができました。そして、様々な貴重な体験をさせていただきました。

それらを私の宝物として、今後も微力ではございますが、市之川地区の発展ならびに市之川鉱山跡の啓発に努めてまいりたいと考えております。

皆様におかれましては、今後もますますお元気でお過ごしください。

誠にお世話になり、ありがとうございました。





○ 野びる食べ 腸の掃除で 元気なり

○ 山草を 酒の肴に 足かるく

○ ぼちぼちと 野山を歩いて 元気なり

○ 友くれた 薬草飲んで 走りだす

○ 川工事 賽の河原に よく似たり

○ 鼻につん 山わさび食べ 春かおり

○ 接ぎ木して 自分の歳を 忘れさり

○ 新フキを ちよいと炊きあげ 酒のあて

○ 庭に藤 つぼみをこらえ 春を待つ

○ 菜の花も 今を盛りに 蜂を呼ぶ

○ 老いし頬 風は冷たく 頬なでる

○ いざさらば なごりはつきぬ 市之川

文  
芸  
欄

館長

知 知 知

正 正 正 正 正 正 正

## 人権・差別と日本国憲法

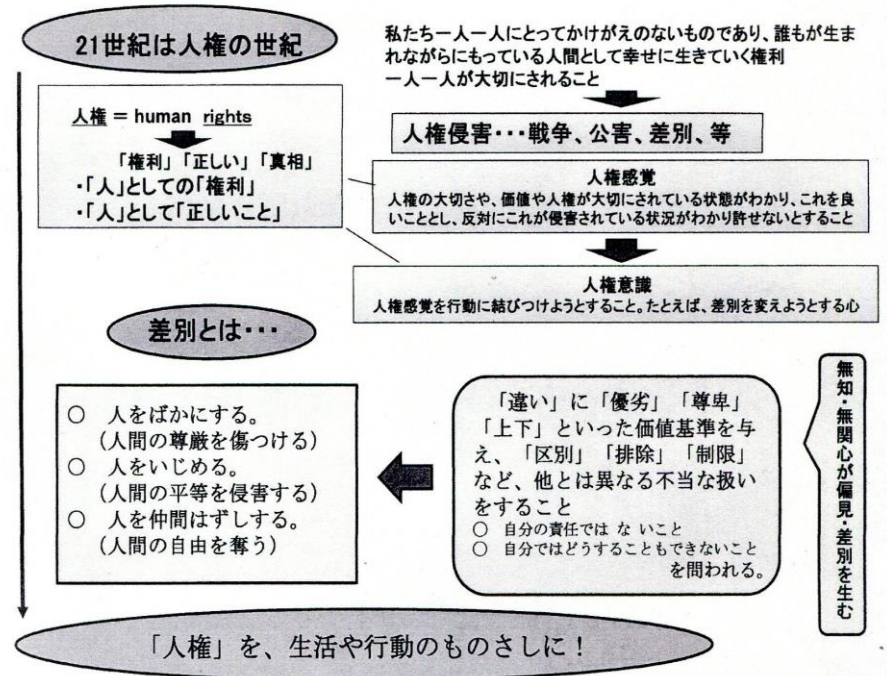
日本国憲法（一部抜粋）  
 第三章 国民の権利及び義務  
 第14条 すべての国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）  
 （平成28年法律第109号）  
**第一条（目的）**  
 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

日本国憲法が、1946年11月3日に公布され、1947年5月3日に施行されています。これに基づき、その具体的な法律として、平成28年に「部落差別解消推進法」が施行されました。この中で部落差別は存在し、「社会悪」であることが強調されました。

この差別はもともとある「違い」に、「見下し」意識が付加されてきた「人間が作り出した」ものです。

そして、部落差別とは、部落（同和地区）という地域に「住んでいる」「住んでいた」「生まれた」等といった理由で、「部落出身者（同和地区出身者）」とみなされた人が、今日もなお差別（「排除」等）を受けているという、現代社会の問題です。



《「日本国憲法」第12条》:「国民の不断の努力」で保持  
 自由や権利は永遠に保障されているのではなく、常に自分たちがしっかりと守り主張していかなければ保持できない。  
 （池上 彰「超訳 日本国憲法」新潮社より）